

令和4年度「運輸安全マネジメントに関する取組について」【概要版】

I 運輸安全マネジメントに関する体制

(本編1～2ページ)

道路運送法等において、運送事業者は国の指針に基づく運輸安全マネジメントにより、輸送安全性の向上に取り組むことが義務付けられています。

○川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程

道路運送法の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的として制定しています。

○川崎市交通局安全方針

市バス事業における輸送の安全に関する基本的な方針として、「川崎市交通局安全方針」を次のとおり定めています。

川崎市交通局安全方針

私たちは、どなたにも安心してご利用いただける市バスをめざして、次のことに取り組みます。

- 1 安全最優先を徹底します。
- 2 法令・規則等のルール、手順を確実に守ります。
- 3 安全を守るための取組について、絶えず見直しを行います。
- 4 情報を共有し、安全第一の職場を全職員で築きます。

平成23年6月9日改正

II 令和4年度の輸送の安全に関する事項

(本編3～12ページ)

1 令和4年度の目標

(本編3ページ)

【有責事故発生件数に関する目標】

走行距離10万km当たり **0.28 件以下**
年間全体で31件以下

【指標を設定して取り組む事故種別】

・ 静止物接触事故 11件以下
・ 車内人身事故 6件以下

【重点取組事項】

重大事故につながるかねない「自転車関係事故」の防止

2 令和4年度の取組

(本編3～9ページ)

(1) 安全最優先の徹底

- ①「安全方針」の周知徹底等…全職場への掲示、各種研修での唱和、見直し検討など
- ②コンプライアンス(法令遵守)の徹底…点呼、研修、添乗観察、街頭指導※など
※駅や停留所などにおける運転手への注意喚起など

(2) 事故防止対策の実施

- ①重点取組事項に基づく対策の実施
・ 自転車関係…自転車に注意すべき箇所に関するマップを営業所ごとに作成
- ②設定した指標に関する対策の実施
・ 静止物接触…主要バスターミナル等における街頭指導、早朝点呼立会い等
・ 車内人身…着座・つかまり確認の徹底、注意喚起の車内アナウンスの活用
- ③添乗観察の実施
- ④運転手研修の実施
・ 運転実技研修の対象者を拡大して実施
- ⑤適性診断の実施
- ⑥運転手への個別指導教育の実施
・ 事故惹起者等に対し、研修センターにおける個別指導教育を実施
・ デジタルタコグラフ※の機能を活用した運転データに基づく指導(試行)
※ドライブレコーダーに搭載されている、運転中の急発進、急加速、急減速等のデータを計画・記録する機能

⑦危機管理対応

⑧情報共有の推進

- ・ ヒヤリ・ハット情報の報告促進とともにヒヤリ・ハットマップの映像化を実施
- ・ 事故種別により工夫した映像視聴による安全意識の向上

⑨交通安全運動等の実施

⑩営業所の地域特性等にに応じた取組

⑪啓発活動の実施

市内小学校への啓発用パンフレットの配布、交通安全・バリアフリー教室等

(3) 運行管理の徹底

- ①点呼の厳正実施…運行管理者研修の充実による点呼時の効果的な注意喚起等
- ②輸送の安全に関する情報伝達…デジタルサイネージを活用した情報共有

(4) 経路誤りに関する取組

- ①基本動作の徹底等…映像を用いた周知、職長等による街頭指導の実施
- ②添乗観察による指導…経路誤り防止対策等の確認・指導
- ③経路誤り防止対策プロジェクトミーティングの実施
- ④経路誤り発生時に備えた取組…経路誤り発生時対応訓練の実施
- ⑤再発防止の取組…事業発生時の情報共有、発生箇所での街頭指導等

(5) 職員の人材育成の推進と組織の活性化

- ①輸送の安全に関する研修の実施…障害者差別解消法、車椅子、ベビーカー等
- ②職員のモチベーションの向上…無事故表彰対象者の拡大、記念品の贈呈等
- ③職員の健康管理…定期健康診断、SAS(睡眠時無呼吸症候群)スクリーニング検査等
- ④職長運転手の活用及び自己研鑽の推進

(6) 災害時等への対応

- ①災害時等に備えた取組の推進
重大事故を想定した情報収集・伝達のシミュレーションを行う訓練の実施
- ②バス非常時連絡体制の確保
- ③新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施
感染防止の取組について動画を作成(車内抗菌コーティング編、換気編)

(7) 運輸安全マネジメントの着実な推進

- ①マネジメントレビューの実施…取組の進捗管理と継続的改善を実施(4回)
- ②情報共有の推進…交通局長及び安全統括管理者と営業所職員との意見交換等
- ③内部監査の実施…交通局長及び鷺ヶ峰営業所を対象に実施
- ④貸切バス評価認定の取組…最高ランクである三ツ星評価を維持

(8) 輸送の安全に関する実績額…476,665千円

3 令和4年度の取組結果

(本編10～11ページ)

(1) 有責事故発生件数に関する目標及び発生件数

走行距離10万km当たり【目標 0.28件以下 / 発生件数 0.30件】
※大都市公営事業者有責事故発生件数平均(令和3年度) 0.47件

(2) 重点取組事項及び発生件数

「自転車関係事故」の防止【発生件数 2件】

(3) 指標を設定した事故種別の目標及び発生件数

- ・ 静止物接触事故【目標 11件以下 / 発生件数 10件】
- ・ 車内人身事故【目標 6件以下 / 発生件数 2件】

【有責事故発生件数】

事故種別	令和3年度		令和4年度		増減	
	全体	有責	全体	有責	全体	有責
静止物接触	11	11	10	10	-1	-1
車内人身	10	7	9	2	-1	-5
自転車関係	7	5	5	2	-2	-3
車両接触	2	2	3	2	+1	±0
その他	45	16	42	17	-3	+1
その他	4	1	3	1	-1	±0
合計	79	42	72	34	-7	-8

(4) 経路誤りの発生件数

	令和3年度	令和4年度	増減
経路誤り発生件数	21件	9件	-12件

(5) 自動車事故報告規則第2条に基づく国土交通省への報告

①事故報告件数

	令和3年度	令和4年度	増減
事故報告件数(内有責事故件数)	1件(0件)	3件(1件)	+2件(+1件)

②車両路上故障報告件数

	令和3年度	令和4年度	増減
路上故障	28件	25件	-3件

4 令和4年度の総括

(本編12ページ)

【有責事故発生件数及び指標を設定して取り組んだ事故種別について】

○有責事故発生件数は10万km当たり0.30件発生し目標は達成できませんでしたが、令和3年度と比較し件数は8件減少し34件となり、直近5年間で最も少ない件数でした。

○指標を設定して取り組んだ「静止物接触事故」は10件、「車内人身事故」は2件となり、それぞれの目標を達成することができました。しかしながら、道路標識等に接触させる静止物接触事故や着座前発車による車内人身事故、事故には至らないもののお客様が携帯電話等を操作し、つり革や握り棒に掴まっていたことが原因で転倒する事案等が見受けられたこと、また、車両接触事故も依然として発生していることから、情報の収集と共有、啓発活動等、引き続き対策が必要であると考えます。

【重点取組事項について】

○自転車に注意すべき箇所マップを作成するなど「自転車関係事故」の対策を進めた結果、令和3年度と比較し3件減少し、2件となりました。

【その他】

○経路誤りについては、菅生車庫が鷺ヶ峰営業所へ統合された直後、地理が不慣れなことで発生させたものの、職長等による街頭指導の実施を進めてきた結果、令和3年度と比較し大幅に減少し、直近5年間では最も少ない9件となりました。

○車両路上故障については、日常点検や定期点検の確実な実施、計画的な予防整備を進めた結果、令和3年度と比較し3件減少し25件となりました。

III 令和5年度の輸送の安全に関する事項

(本編13～19ページ)

令和4年度の総括を踏まえて、道路環境変化への対応、着座前発車等による車内人身事故や車内転倒の防止、無責事故も含めた車両接触事故の削減が喫緊の課題であると認識していることから、情報収集の方法の検討、点呼等による周知やお客様への啓発の強化、映像を活用した危険予測・回避能力のさらなる向上等により、運輸安全マネジメントを推進してまいります。また、「川崎市交通局安全方針」について、10年ぶりに改正しました。全職員が法令やルール等を理解し、常にプロ意識を持ち、質の高いサービスの提供を目指します。

1 令和5年度の目標

(本編14ページ)

【有責事故発生件数に関する目標】

走行距離10万km当たり **0.28 件以下**

【指標を設定して取り組む事故種別】

・ 静止物接触事故 11件以下
・ 車内人身事故 6件以下

【重点取組事項】

「自転車等関係事故」の防止

2 令和5年度の取組

(下線は新たに実施する取組又は拡充する取組) (本編14～19ページ)

- (1) 安全最優先の徹底
- (2) 事故防止対策の実施

- ①重点取組事項に基づく取組
「自転車等関係事故」の防止
電動キックボードに関する法令の内容や注意すべき点などについて周知
- ②設定した指標に関する取組
ア 「静止物接触事故」の防止
道路環境の変化について情報を収集、適切な指示が行えるよう方法を検討イ 「車内人身事故」の防止
点呼等による運転手への周知、車内掲示物等によりお客様向けの啓発を強化

③添乗観察の実施

職長による添乗観察を組み合わせた助言、指導

④運転手研修の実施

⑤適性診断の実施

⑥運転手への個別指導教育の実施

⑦危機管理対応

⑧情報共有の推進

⑨交通安全運動等の実施

⑩営業所の地域特性等にに応じた取組

⑪啓発活動の実施

交通安全に関する子供向け啓発用パンフレットをリニューアル

(3) 運行管理の徹底

①点呼の厳正実施

②輸送の安全に関する情報伝達

(4) 経路誤りに関する取組

①基本動作の徹底等

定期的な街頭指導に加えダイヤ改正等に合わせた街頭指導

②添乗観察結果による指導

③経路誤り防止対策プロジェクトミーティングの実施

過去に経路誤りが発生した交差点における防止対策の見直しを検討

④経路誤り発生時に備えた取組

⑤再発防止の取組

(5) 職員の人材育成の推進と組織の活性化

①輸送の安全に関する研修の実施

②職員のモチベーションの向上

③職員の健康管理

新たに眼科検診の実施

④職長運転手の活用及び自己研鑽の推進

添乗観察の実施と結果に基づく助言・指導(再掲)

(6) 災害時等への対応

①災害時等に備えた取組の推進

②バス非常時連絡体制の確保

③感染予防対策の実施

(7) 運輸安全マネジメントの着実な推進

①マネジメントレビューの実施

②情報共有の推進

改正した安全方針の趣旨を映像等を活用し交通局長から全職員へ周知

③内部監査の実施

④貸切バス評価認定の取組

三ツ星評価の認定の更新

(8) 輸送の安全に関する予算等の計画…2,000,171千円